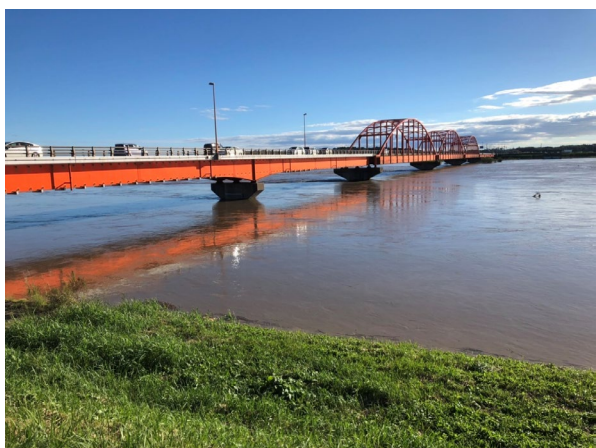


# 河内町

## 国土強靱化地域計画

概要版



### 国土強靱化とは

我が国は、これまで様々な自然災害を幾度となく経験し、その度に甚大な被害を受け、結果として長期間、復旧・復興にあたる「事後対策」を余儀なくされてきました。

国土強靱化とは、災害に対する事前の備えとして、常に最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限守るとともに、社会経済活動等に致命的な影響を及ぼす被害を回避し、被害を最小化して迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全安心な国土と経済社会システムを構築していく取組です。

# 1 計画策定の基本的事項

## 計画の策定趣旨

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、2013（平成 25）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「国土強靭化基本法」という。）を公布・施行し、2014（平成 26）年 6 月には、同法に基づき国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

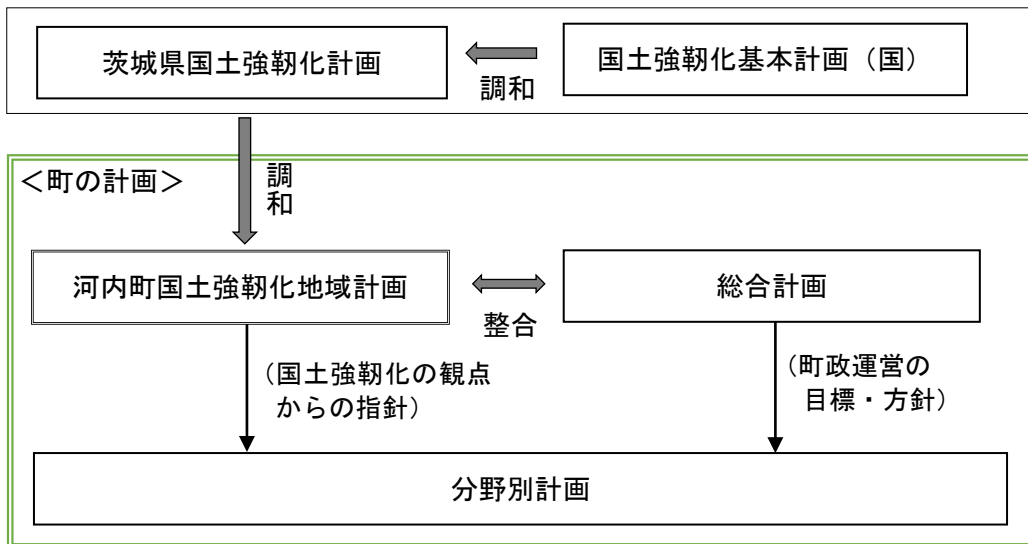
茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、基本計画との調和を保ちつつ、2017（平成 29）年 2 月に「茨城県国土強靭化計画」（以下、「県計画」という。）を策定しました。

本町においても、東日本大震災をはじめとした過去の災害から得られた教訓を活かして、防災への対応と危機管理体制の構築及び被害を抑えるための減災対策の推進に、ハード・ソフトの両面から重点的に取り組んでいく必要があります。

2019（令和元）年東日本台風等、近年の気候変動等に伴い各地で自然災害が激甚化しており、今後起こりうる大規模自然災害に備え、強さとしなやかさを兼ね備えた、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「河内町国土強靭化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

## 計画の位置付け

本計画は、基本法第 14 条に基づき、基本計画との調和を保つとともに、町総合計画とも整合を図りつつ、基本法第 13 条に基づく本町における国土強靭化に関する施策の推進のための基本的な計画として、各分野別計画の国土強靭化に係る部分の指針としての性格を有するものです。



## 計画期間

本計画の期間は、第 5 次河内町総合計画の計画期間を踏まえ、2022（令和 4）年度から 2026（令和 8）年度までの 5 か年とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

## 2 強靱化の基本的考え方

### 想定するリスク

基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していること、県計画も同様の想定であることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、本町では成田国際空港が隣接しており、不測の事態においては町内に航空機等が不時着する事態が想定されることから、航空機事故の発生を本町に影響を及ぼすリスクとして想定することとします。

### 基本目標

基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針をはじめ、基本計画や県計画における基本目標を踏まえ、本町の目指すべき将来の姿を実現するため、4つの基本目標を設定します。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興



### 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害の発生を想定して、具体化した達成すべき目標として、以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- 目標5 経済活動を機能不全に陥らせず、早期復旧を図る
- 目標6 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、経済活動の機能を維持する
- 目標7 制御不能な二次災害を発生させない
- 目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本町の国土強靱化を図る上で、基本計画や県計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進めます。

### ● 社会構造の変化への対応

- ・人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、それぞれの地域や市町村の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持ちます。
- ・本町の強靱化に向け、国、近隣都県、市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築します。
- ・高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、急速に老朽化が進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持します。
- ・平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図ります。

### ● 効果的な施策の推進

#### ● 多層的な取組

- ・施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組みます。
- ・非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組について、平時からの有効活用を進めます。
- ・想定される被害や地域の実情等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進めます。

#### ● 各主体の連携

- ・広域的な災害に対応するため、近隣市町村や茨城県外の自治体における相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や人的支援等の受入体制の整備に努めます。
- ・民間事業者等との情報共有や連携により、応急復旧時や復興時の協力が得られるよう、平常時から協定を締結するなど、災害時の連携体制の強化に向けた顔の見える関係づくりを進めます。

#### ● 人づくり

- ・自助、共助の担い手である地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確に行動できる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の防災リーダーとなる人材の育成を図ります。

#### ● 重点化及び進捗管理

- ・施策の重点化や進捗管理（PDCAサイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本町の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、計画的な取組を推進します。



### 3 脆弱性評価

## 起きてはならない最悪の事態

地域強靱化に向けた効果的かつ実践的な取組を展開するためには、大規模自然災害等が発生した際に、「起きてはならない最悪の事態」（以下、「リスクシナリオ」という。）をあらかじめ想定したうえで、そうした事態に陥らないよう、事前の対策（準備）を進めておくことが必要となります。

本町では、国、県のリスクシナリオを踏まえ、8つの事前に備えるべき目標と、その妨げになるものとして、29のリスクシナリオを次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせず、早期復旧を図る	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止
		5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、経済活動の機能を維持する	6-1	町民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅地等での大規模火災の発生
		7-2	水利施設、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	農地等の荒廃による被害の拡大
		7-4	町内に航空機が不時着する等、大規模事故が発生した場合の影響の拡大
		7-5	地震に伴う液状化現象による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	土木施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	風評被害等による地域内経済等への甚大な影響

## 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な脆弱性評価を行うため、施策分野として、以下の8つの施策分野を設定します。

①	行政機能/警察・消防等
②	住宅・都市・住環境
③	保健医療・福祉
④	産業・エネルギー
⑤	情報通信・交通・物流
⑥	農林水産
⑦	国土保全
⑧	教育、社会教育、歴史・文化

## 脆弱性評価の結果

評価結果の概要は、以下のとおりです

### ● 広域避難体制の確保

本町では、利根川の洪水時には町全域が浸水し避難できなくなる恐れがあるため、広域避難の重要性を町民に対して説明するとともに、マイタイムラインの普及等により、周囲の状況を観察しながら早い段階で立ち退き避難を行えるようにするための意識啓発に努めるとともに、隣接市町村や民間バス会社との協定締結等による広域避難体制の一層の充実が必要です。

また、利根川の堤防については、町民の広域避難に資する、より安全な堤防を目指した整備を国に要望していきます。

### ● 応急対応に必要な非常用電源・エネルギー供給等の確保

大規模災害の発生により、行政機構自らが被災したとしても、通信や移動が制約される条件下において、防災中枢活動拠点として業務を継続していくことが求められます。

本町では災害時に備え、備蓄消耗品や災害用資機材等の整備、広域避難体制の確立とともに応急対応に必要な非常用電源等の確保を進めているところです。

また、各種燃料については、協定に基づき県からの供給を想定しているものの、施設の被災等により供給が滞る可能性があるため、想定される事態に対応する方策の検討に取り組む必要があります。

### ● 復旧・復興に向けた事前の取組の強化

大規模災害の発生により、インフラや建築物等が広範囲に崩壊するとともに、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、迅速な復旧・復興の妨げとなる事態が想定されます。

発生した障害物及び廃棄物の除去を迅速に行うために、平常時から関係機関との連携及び職員の教育・訓練、洪水災害等も考慮した処理体制の整備などの課題解決に取り組む必要があります。

## 4 強靱化の推進方針

脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮しつつ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、設定した施策分野ごとに、推進方針として整理しました。

推進方針は、それぞれの分野の間で相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

### ① 行政機能/警察・消防等の分野における推進方針

防災拠点機能の確保	交通事故等の回避対策
物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	迅速な復興のための環境整備
広域連携体制の整備	情報の電子化
地域防災力の強化	

#### 回避するリスクシナリオ

(1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、3-1、3-2、5-2、6-4、7-1、7-2、7-4、8-2、8-3)

### ② 住宅・都市・住環境の分野における推進方針

防火対策	災害廃棄物対策
住宅、建築物等の耐震化等	地域の活性化
上下水道施設の耐震化等備	

#### 回避するリスクシナリオ

(1-1、2-1、2-6、6-2、6-3、7-1、7-5、7-4、8-1、8-2)

### ③ 住宅・都市・住環境の分野における推進方針

避難行動要支援者対策
------------

#### 回避するリスクシナリオ

(1-3、8-3)



#### ④ 産業・エネルギーの分野における推進方針

町内事業者における事業継続計画（BCP）の普及啓発

回避するリスクシナリオ

（5-1、8-4）

#### ⑤ 情報通信・交通・物流の分野における推進方針

災害情報の収集、伝達体制の確保

緊急輸送体制の整備

道路等の防災・減災対策及び耐震化

回避するリスクシナリオ

（1-2、1-3、2-1、2-2、3-2、4-1、4-2、5-1、5-2、6-4、8-4）

#### ⑥ 農林水産の分野における推進方針

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化

回避するリスクシナリオ

（2-2、5-1、5-3、7-2、7-5）

#### ⑦ 国土保全の分野における推進方針

ハザードマップの更新及び周知徹底

回避するリスクシナリオ

（1-2、7-2）

#### ⑧ 教育、社会教育、歴史・文化の分野における推進方針

自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等

回避するリスクシナリオ

（1-2、1-3、2-1）

## 5 計画の推進及び進捗管理

### 施策の重点化

本町が直面する大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、「影響の大きさ」「緊急度」「施策の進捗」「平時の効用」の4つの視点から、10の重点化すべきリスクシナリオを選定しました。

事前に備えるべき目標		河内町のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-3	農地等の荒廃による被害の拡大

## 重要業績評価指標（KPI）

計画に基づく事業を実施するにあたっての目標達成状況を確認するための指標として、施策分野ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定しました。

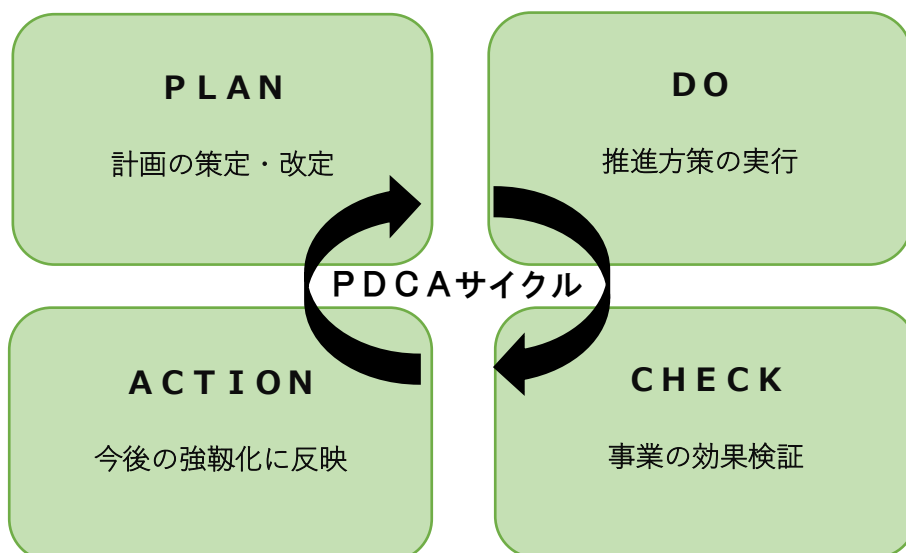
## 推進体制

本計画の推進に当たっては、目標と情報の共有化のもと、全庁一丸となって推進をしていくことに加え、国・県、関係団体、民間事業者及び町民等との連携、協力体制の構築を図ります。

## 計画の管理・見直し

地域強靱化の取組を確実に推進するため、重要業績評価指標（KPI）を活用し計画の達成状況を確認・把握していきます。

また、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、PDCAサイクルによる検証のもと、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行います。





## 河内町国土強靱化地域計画

令和4年9月

河内町 総務課

〒300-0595 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183

TEL : 0297-84-6979

FAX : 0297-84-4357

E-mail : [soumu@town.ibaraki-kawachi.lg.jp](mailto:soumu@town.ibaraki-kawachi.lg.jp)

URL : <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>